## 行政の「新規事業」を担う組織体制の整備手法 ーインフラの垂直的「官官連携」とその実働組織ー

株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 主任コンサルタント 片桐 悠貴

#### 1. はじめに

民間企業では、常に新たなビジネスチャンスをねらって、従来、収益の柱となってきた事業とは異なる分野の「新規事業」を立ち上げることが多々ある。時には、そうして立ち上げた新規事業がいつしか本業を凌ぐ規模に成長することすらある。

一方、民間企業に比べて各団体・組織の所 掌が明確に決まっている行政組織にも、新規 事業は存在する。時代状況に応じて新たな政 策課題が浮上すれば、それに対応した新規の 政策が求められ、実行するための組織体制も 整備する必要がある。特に小泉内閣が発足し た 2001 年以降は、官邸主導でトップダウン 式に決定した新規の政策を、いかに迅速かつ 確実に実行に移すかが課題となっている。

そこで本稿では、近年、インフラの老朽化対策の重要性が高まる中で、行政の組織体制確保が特に課題となっている公営インフラの維持管理分野等を例に、行政組織が「新規事業」を実行に移す際に必要な組織体制の構築方法を整理・分析することで、当該分野にとどまらない政策の実行組織づくりに関する示唆を把握する。

- 2. 新たな政策ニーズの増大と既存の組織体制
- 1)新たな政策ニーズの増大 ーインフラの 老朽化問題の表面化ー

かねてより専門家からたびたび指摘される

ことはあったが、近年、特に各地で表面化し 始めた社会問題として、インフラの老朽化が ある。最も社会的な影響が大きかった例であ る、平成24年12月に発生した中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故は、日本の主要 な高速道路のトンネル天井板が落下するとい う未曾有の事態によって9名の尊い命が失わ れ、社会に強い衝撃を与えた。当該事故に関 する調査・検討委員会は、この事故は天井の 設計や施工等の問題に加え、事故前の点検内 容や維持管理体制が不十分であったと指摘し ており、これにより事故直後から、同様の構 造を有するトンネルの管理者は緊急点検を余 儀なくされた。また、平成25年2月には静 岡県浜松市の水窪川 (天竜川水系) にかかる 第1弁天橋(つり橋)のケーブルが破断して 橋が傾き、3 名が負傷した。市の道路課が他 のつり橋のケーブル損傷後、同橋を含むつり 橋を緊急点検している期間中だった。

さらに、北海道では、日中に融けた雪が路面(アスファルト)の小さなひびや継ぎ目に浸み込み、夜間に凍結・膨張することでひびや隙間を広げ、路面の崩壊につながる「ポットホール」と呼ばれる寒冷地特有の道路舗装の破損が拡大しており、北海道開発局への通報件数が年間 200~300 件程度にまで増加している。

図表1にあるように、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化が急速に進むことが想定されており、上記の事例と同様の状況がその他のインフラ分野で起こり得る可能性がある。

図表 1 建設後 50 年以上を経過する社会資本の割合

	平成25年3月	平成35年3月	平成45年3月
道路橋 〔約40万橋〕	約18%	約43%	約67%
トンネル 〔約1万本〕	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) [約1万施設]	約25%	約43%	約64%
下水道管渠 〔総延長:約45万km〕	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設(水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

出所) 国土交通省 社会資本メンテナンス戦略小委員会「市町村における持続的な社会資本 メンテナンス体制の確立を目指して 参考資料」(平成27年2月)より NRI 作成

#### 2)インフラ維持管理の主役となる地方自治体

それでは、前節で挙げた社会問題解決の当事者となるのは誰か。道路、河川、上下水道、港湾、空港といった国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤となる社会インフラには、基本的に法律でその管理者等\*1が定められている。国の補助事業で整備した施設であっても、自治体や民間企業等が管理者等として定められている場合には、当該施設の機能が維持されるように常に管理を行う責任があ

る。

特に、図表2に示した施設のうち、橋梁や公園では全体の9割以上、下水道や公営住宅では全施設を自治体が管理することとなっている。また、港湾施設のように国が整備・保有する施設を港湾管理者である地方自治体等に貸し付けたり、管理委託したりする分野でも、施設の整備・保有主体のうち9割以上を自治体等からなる港湾管理者が占めている\*2。

<sup>\*1</sup> 法令によっては、管理者以外の異なる呼称の場合もある。例えば、水道法では「水道事業者」、鉄道事業 法では「第○種鉄道事業者」という呼称が用いられている。また、地方公営企業法七条の二で、地方公 営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する定めることとされている 「管理者」とは異なる。

<sup>\*2</sup> 港湾施設は、国が整備し保有する施設を港湾管理者である地方自治体等に貸し付け、または管理委託することが可能なため、整備・保有主体と管理主体が異なるケースが多々みられる。このため、当該統計では港湾施設のみ建設主体ごとの数値が集計されている。

管理者別ごとの施設数 管理者ごとの施設数 管理者ごとの施設延長 高速道路会社 都道府県 2% 2% 国 4% 政令市 都道府県 玉 24% 19% 35% 橋梁: 管渠: 河川管理施設: 約699,000橋 政令市 約430,000km 29,731施設 (2m以上) 都道府県 市町村等 7% 市区町村 政令市 74% 65% 建設主体ごとの施設数 管理者ごとの施設数 管理者ごとの施設数 国 0.02%-都道府県 1% 玉 9% 政令市 23% 都道府県営 市町村営 公営住宅: 43% 港湾施設: 39% 都市公園等: 約44,000施設 2,170,649戸 101,111施設 市町村 港湾管理者 政令市営 76%

図表 2 各インフラ分野における管理者等の割合

出所) 国土交通省 社会資本メンテナンス戦略小委員会「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について (答申) 参考資料」(平成25年12月)よりNRI作成

18%

# 3)組織体制の現状 - 中小自治体における 脆弱な組織体制-

前節で述べたように、インフラ管理の主役は地方自治体と言っても差し支えない。それでは、各自治体はそのためにどのような組織体制を確保しているのだろうか。

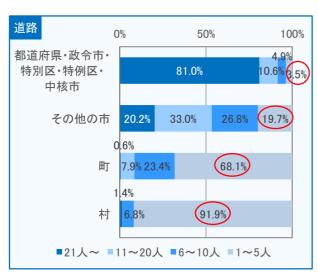
平成 25 年度に国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会が実施した調査によると、維持管理・更新業務を担当する職員数が

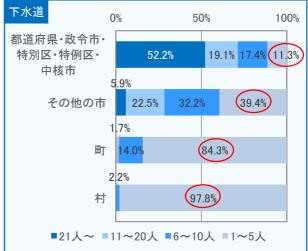
5 人以下の市町村が多く、その傾向は人口規模が小さくなるほど顕著なことが明らかになっている(図表3)。

そして、同様の調査によると、これらの規模の小さい地方公共団体を中心に、規則等で定められた巡視・点検を実施できていない例や、点検を実施している場合でもマニュアル等に基づいていない例\*3も一定割合確認されている(図表 4)。

<sup>\*3</sup> マニュアルがない場合も含む。

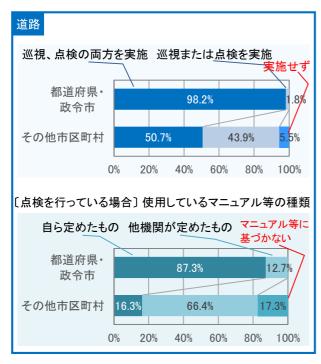
図表3 維持管理・更新業務を担当する職員数

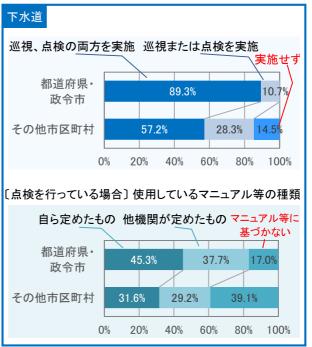




出所) 国土交通省 社会資本メンテナンス戦略小委員会「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の 確立を目指して 参考資料」(平成27年2月)より NRI 作成

図表4 巡視・点検の実施状況





出所) 国土交通省 社会資本メンテナンス戦略小委員会「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の 確立を目指して 参考資料」(平成27年2月)よりNRI作成

こういったインフラの維持管理・更新業務は、仮に十分な組織体制が確保されずに日々の点検等の水準が下がったとしても、必ずしもすぐにその影響が表面化するとは限らない。このため、これまでは前述のような脆弱な組織体制であっても、それが温存されてきた可

能性がある。

しかし、前節で述べたような問題の表面化を受けて、現在では自治体が主体となり推進すべき施策を次々に打ち出している。そもそも老朽化施設が増加して、修繕・更新に係る発注業務が増加傾向にあることに加えて、管

理する全分野でインフラ長寿命化計画\*4の策定とそのフォローアップが求められている。個別分野でも、例えば道路なら「点検は近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本とする」という道路管理者の義務が道路法施行規則により明確化される等、業務量の増大と並行して質のレベルアップも求められている状況にある。このような政策方針自体が明確な以上、あとはそれを着実に実行する組織体制の整備が重要な課題となっている。

#### 3. 組織体制整備の選択肢とその限界

前章で述べたインフラの老朽化対策という 新たな政策ニーズの表面化を受けて、国・自 治体はそれに対応するための新たな組織体制 の整備に取り組んでいるところである。その 主要な選択肢は、基本的に2つに大別される。

#### 1) 行政内部の組織再編

まずは、管理者の責任を負っている自治体 で組織再編・強化を行う基本的な取り組みが 存在する。例えば、北海道庁建設部では平成 26 年度より、建設政策局内の「施設防災課」 を「維持管理防災課」に改編し、土木局の維 持管理部門を集約している。加えて、平成27 年度からは本庁の「維持管理防災課」と連動 した組織の展開を目指し、各建設管理部に道 路や河川等の維持管理部門と防災部門を一元 化した「維持管理課」を設置し、情報伝達の 迅速化や共有化を図っている。これらの組織 再編によって、道路や河川等の公共土木施設 の維持及び管理に関する業務を集約・一元化 することで、限られた人員や予算を、分野に かかわりなく柔軟に活用することが期待され る。

また、同じ北海道の函館市では、平成 23 年4月より水道局と交通局を統合し、新たに 企業局を発足させた。これにより、企業局が 旧水道局の水道事業、下水道事業、温泉事業 と、旧交通局の交通事業(路面電車)の4事 業を実施することで、庶務・経理等を行う管 理部門の一元化による事業運営の効率化が図 られている。

こうした行政内部の組織再編によって人 員・資源を効率的に再配置する取り組みは、 新たな行政ニーズに対応するための組織整備 手法として有効である反面、厳しい財政状況 等を反映して、当該分野に係る組織の定員 数・組織規模自体を大幅に増加させるのは 以実情がある。他の部署との併任によって 人員を配置することもある等、業務量の点で 課題があり、その点を次節で示す民間委託が 補完している。加えて、これらの組織再編は 例示したように、すでに一定規模の人員を有 している自治体のみで現実的に可能であり、 1章で挙げたような小規模な団体には限界が ある。

#### 2) 民間企業への委託範囲の拡大

従来、行政側は計画策定や予算確保、工事の発注等に係る業務等を主に担い、実際の点検や工事実施は民間企業が行うのが通常であった。この民間企業への委託内容をさらに包括化し、発注業務や計画策定業務の一部を行政から民間企業へと移管する取り組みもみられる。

例えば、空港分野では、仙台空港と関西国際空港に相次いで導入された公共施設等運営権を活用した PFI 事業により、民間企業が空港事業の増収策とともに施設の長期的な維持管理・更新計画を策定して、空港事業による収益を原資に維持管理・更新業務を実施する

<sup>\*4</sup> 個々の自治体が管理するインフラについて現状と課題を整理するとともに、中長期的な維持管理・更新コストの見通しや、必要施策の具体的な取り組み内容と工程等を示すもの。総務省の定める総合管理計画と一体的に策定されることもある。

ことが特徴である。これらの取り組みは地方 管理空港にも拡大する見込みである。

また、下水道分野でも静岡県浜松市において、初めて同様の公共施設等運営権を活用した PFI 事業における事業者選定プロセスが進行しており、平成 28 年度末頃には優先交渉権者の選定が完了して、平成 30 年度より業務が移管される予定となっている。

このような取り組みは、これまで民間側が担ってきた点検や工事施工等の実作業に加えて、行政側が実施してきた維持管理・更新計画の策定や修繕・更新投資の実施時期に関する検討、及び工事発注業務までも民間に移管するものであり、新たな行政ニーズに対応した組織体制を民間企業が確保し、行政はそのモニタリングに専念することになる。平成27年12月には内閣府が「PPP/PFI優先的検討指針」を公表し、自治体に対して平成28年度中にPPP/PFI手法を優先的に導入するためのプロセス等に係る規程を整備することを求める等、民間企業への委託範囲の拡大傾向が一層加速することが想定される。

このように、民間への委託範囲の拡大によ って、新たな政策ニーズに対応するために必 要となる人的リソースを行政組織の外部に求 める手法は、行政組織のスリム化が要請され ている今日では大変有効であるが、その場合 には民間企業との良好な関係を構築すること が不可欠となる。特に、図表3で示したよう な体制上の深刻な問題を抱えている小規模自 治体では、十分な発注ロットが得られないた め、既存の工事発注では応札事業者が確保で きず、維持管理・更新に係る事業が滞ること がある。実際、前述の「PPP/PFI優先的検討 指針」も人口 20 万人以上の自治体を主要な 対象としており、小規模な自治体においては 現行の管理単位を温存したままでは、官民連 携の範囲を拡大してもその効果が十分に得ら れない可能性がある。

# 4. 新たな選択肢としての「官官連携」とその課題

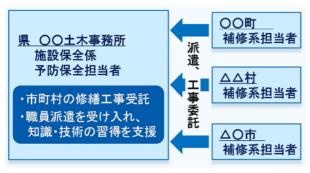
#### 1) 垂直的「官官連携」の必要性

前章の最後で提起した課題に対応し、官民連携を補完する取り組みとして、近年、「官官連携」とも言うべき手法を一部の自治体で先行的に実施しており、所管省庁である国土交通省や総務省等でもその普及を図った施策を相次いで打ち出している。

具体的には、本来の管理者である自治体ごとにインフラの維持管理・更新業務を実施するのでは十分な発注ロットが確保できない場合や、行政としての発注業務等の質がな助言をしたり、都道府県等が技術的な助言をしたり、域内市町村の業務を一度包括し、が発注ロットの規模を確保したりすること、の規模をできること等の取り組みがみられる。こと等の取り組みがみられるの状態は、小規模な団体に対しる、体制上・業務の特徴は、小規模な団体に対しる、体制上・業務の時間というよりも、むりまりも、ないうまでは複を有し発されている団体が支援するという垂直的な構造にある。

例えば、奈良県では県内 12 市町村で土木 技術職員が 0 人となったが、橋梁長寿命化修 繕計画の策定支援等を県に望む声が増加した ことを受け、平成 22 年度から点検や計画策 定支援、研修実施等について県が市町村を支 援する取り組みを開始した。これを市町村の 管理橋梁の補修工事自体を県が受託・代行す る取り組みへと段階的に拡大し、県内の市町 村による橋梁の点検・補修業務を県が部分的 にとりまとめ、包括的に発注することで一定 規模の発注ロットを確保して落札を促進して いる。同時に、これらを通じた県から市町村 の担当職員に対する発注ノウハウ等の移転が 図られている。 近年は特に、毎年6回程度開催する「奈良県・市町村長サミット\*5」等を通じて把握した市町村側のニーズに応じて、市町村間の連携・協働に対し、県が積極的に事務支援・財政支援する「水平連携に対する支援」と、職員不足等により市町村が行うべき事務を十分に実施できない場合、県がその事務を代行する「垂直連携などによる県支援」を使い分けている点に特徴がある。

図表 5 奈良県による技術支援と人材育成の 仕組み



出所) 奈良県ホームページ

http://www.pref.nara.jp/secure/109689/siry ou5-2.pdf(2016年9月1日時点)より NRI 作成

#### 2) 国による「官官連携」支援策

国土交通省では、各自治体が「施設の管理者として責任を持って自ら持続的に維持管理を実施できる組織体制を計画的に構築していくことが必要」\*6という基本姿勢は堅持しながらも、財政状況や技術職員の確保が難しい場合には、近隣の市町村と共同で処理することによるマスメリット(規模の効果)の追求を認めている。例えば道路分野では、国、都道府県、市町村等が参加する道路メンテナンス会議において、前述した都道府県による点

検業務の地域一括発注の取り組みが拡大しつつある。加えて、国や都道府県等から市町村に対する支援として、技術的アドバイスや、必要に応じて国や都道府県等が市町村に代わって点検・診断、補修・修繕の対応をすることも打ち出している。

また、総務省では、上記の「官官連携」を 一層進めるための制度的基盤として、平成26 年6月に地方自治法を改正し、より弾力的な 共同処理の制度である「連携協約」と「事務 の代替執行」を創設した。これらは、管理者 の権限と責任を当該市町村長に残しつつ、意 思決定機関(協議会)を置かずに連携協約に より共同事務を執行できるようになる等、意 思決定の迅速化が念頭に置かれている。個別 分野の施策としても、例えば水道事業では経 営戦略\*7を策定し、広域化のための施設及び システムの統合・共同化等に取り組む地方自 治体に対し、平成 28 年度から交付税措置を 重点化することとしている。同様に、病院事 業については、地域医療構想\*8を踏まえた新 公立病院改革プラン(公立病院における経営 戦略)を策定し、再編・ネットワーク化に取 り組む地方自治体に対し、平成 26 年度から 交付税措置を重点化している。

## 3)「官官連携」が抱える課題

前章で述べた、従来のような自治体独力、 または官民連携による組織体制整備の弱点を 補う垂直的な「官官連携」にも課題が存在す る。それは、小規模な団体に対して支援を行 う側である都道府県や政令市等といった団体 における負担の問題である。

<sup>\*5</sup> 県と市町村、市町村間の連携・協働により、県全体の人的資源、さまざまな公共施設、財政資源を有効活用し、市町村が自立して質の高い行政サービスを提供し続けていく仕組みである「奈良モデル」の取り組みを進めるため、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行うための会議のこと。

<sup>\*6</sup> 国土交通省 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」(平成27年2月)

<sup>\*7</sup> 平成26年6月に総務省から自治体に向けて策定が要請された、地方公営企業が将来にわたって安定的 に事業を継続していくための中長期的な基本計画のこと。

<sup>\*8</sup> 平成26年に成立した「医療介護総合確保推進法」に基づき、各都道府県が平成37年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに平成37年の医療需要と病床の必要量を推計し定めるもの。

平成 27 年 2 月に取りまとめられた国土交通省の社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」では、国や都道府県等による技術的支援の重要性について述べているが、その主要な担い手については「市町村に対する技術的支援として、社会的に重要かつ一つの都道府県に蓄積される技術力では現に対応が困難なものについては国等が対応し、それ以外は都道府県で対応すべきである」とされており、都道府県の負担が重くなっている。

都道府県や政令市等は近隣自治体よりも組織規模は大きいとはいえ、必要最低限の規模への人員削減が進んでいる。そもそも域内/近隣自治体への支援は必ずしも本来の業務ではなく、庁内で十分な体制と予算を継続的に確保することが容易ではない。特に、近隣自治体との連携上、新規の施設整備・改修が必要となった場合には、国による補助事業の対象として認められないケースもあり、財政的にもインセンティブが十分でないことがある。

例えば、秋田県内では、秋田市内浄水場の 余剰供給能力の広域的な活用を検討するため の協議会を平成2年に設置して、秋田市の上 水道を近隣5市町村(潟上市、大潟村、八郎 潟町、井川町、五城目町)へ供給することを 検討してきた。5市町村は水道供給量が増え るため整備費の国庫補助を受けられる一方、 秋田市は市内の供給量が増えないため整備費 を全額自己負担することになる。5市町村で 同市の負担額の一部を分担する方策も検討し たが合意に至らなかったため、平成19年に 広域化を断念したことがある。

こういった垂直的な「官官連携」による小 規模自治体の支援を進める際に、中心となる 自治体における負担をシェアする仕組みがな い限り、施策の効果は限定的なものにとどま らざるを得ない。

## 5.「官官連携」による小規模自治体支援と外 郭団体

前章で述べた「官官連携」による小規模自 治体支援の課題である中心的自治体における 負担の問題を解決するには、点検等の代行制 度の対象拡充や補助事業の対象範囲拡大等、 まずは国による更なる支援を求めることが考 えられる。しかし、国もまた厳しい財政制約 を抱えるなか、管理者のモラルハザードにも つながりかねないこれらの施策が、すぐに実 現する可能性は必ずしも高くない。

そこで本章では、こういった「官官連携」 による小規模自治体支援を担うことを期待さ れている自治体の視点から、先行事例をもと に効果的な組織整備のあり方について論じる。

国による施策が打ち出される以前から垂直 的な「官官連携」を推進してきた都道府県等 の特徴として、外郭団体を「官官連携」によ る小規模自治体支援の実働組織として効果的 に活用していることがある。

#### 1) 外郭団体を通じた小規模自治体支援事例

例えば、兵庫県では、兵庫県及び県下の全市町からの出資により設立された「公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター」が、建設・土木分野において設計・積算・工事監理といった発注者(県内市町)の業務支援や、流域下水道の管理受託等を担っている。財団法人兵庫県都市整備協会、財団法人兵庫県下水道公社との統合、さらには埋蔵文化財調査部門の移管を経て組織規模を拡大し、平成28年4月現在の職員数は273名に達しており、平成25年に県が策定した「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」では、県内の市町が管理する施設の老朽化対策についての支援強化を担う存在として明確に位置づけられている。

図表6 兵庫県まちづくりセンターの組織と主要業務



出所) 兵庫県まちづくり技術センターホームページ https://www.hyogo-ctc.or.jp/ctc/business/index.html (2016 年 9 月 1 日時点) より NRI 作成

また、東京都では、域内市町との水道事業 の一元化・業務の統合において、東京都が過 半数出資する監理団体である第3セクターの 東京水道サービス株式会社及び株式会社 PUC が大きな役割を果たしてきた。従来、多 摩地区の 25 市町は東京都営水道事業に一元 化されていたが、実質的な業務は地方自治法 に基づく事務委託により域内市町が行ってい た。しかし、平成 15 年からサービスと給水 安定性の向上などを図るため、都は事務委託 の解消を推進していった。それに伴って東京 水道サービスは、区部からの維持管理業務等 の受託にとどまらず、平成22年には都と水 道事業を統合した奥多摩町から、平成 24 年 には多摩地区全 26 市町の水道施設管理業務 を受託することとなった。この大幅な業務移 管に伴い、平成 18年に 233 名だった職員数 は、平成28年7月現在は1,324名と約6倍 に増加している。

#### 2) 外郭団体を通じた小規模自治体支援の長所

前述の事例では、かつては行政改革の潮流の中で、マイナスイメージで語られることもあったいわゆる外郭団体が、行政による新たな政策の実行を担う存在として再定義され、「官官連携」による小規模自治体支援の実働組織という明確な役割を与えられている。

自治体本体による支援と比べた外郭団体のメリットとして、まず、技術職の OB 人材の採用により、発注業務や技能・ノウハウを有する人員の量的確保が可能なことや、自治体よりも柔軟な定員管理が可能なため、新たな政策ニーズの増大に伴う業務量増加に柔軟に対応可能なことがある。加えて、「官官連携」において、一部事務組合等を用いて自治体の事業を統合するには調整に長期間を要するのに対し、複数の近隣自治体から同一の外郭団体に維持管理業務を委託することで、事実上の業務統合が迅速に行えることがある。

国も、平成 26 年 8 月に総務省が示した「第 三セクター等の経営健全化等に関する指針」 において、従来の方針として第三セクターの 統廃合を推進しながらも、「①地方公共団体の 区域を超えた活動」、「②民間企業の立地が期 待できない地域における事業実施」、「③公共 性、公益性が高い事業の効率的な実施」とい う例を挙げて、外郭団体を中心とした体制構 築が有効な手法となる場合があるとしている。 このように、外郭団体を新たな政策の実施

このように、外界団体を新たな政策の実施体制を担う存在として明確に再定義することにより、制約の多い自治体の代わりに垂直的な「官官連携」の潤滑油として機能させることが可能となる。

#### 3) サステナブルな体制づくりに向けて

今後は、外郭団体を活用した垂直的な「官官連携」を持続可能にするための取り組みが必要となる。特に重要な点として、想定した種の外郭団体は、人材供給を OB の技術職員に依存していることがある。これでは団塊世代の OB 職員が一定数確保できなくなる 5 年後、10 年後においても、必ずしも持続可能な仕組みとはいえないため、組織体制に余裕のある今のうちに、OB 職員が有する技術の継承と正規職員の人材育成を進めることが急務である。

また、新たな政策ニーズを受けて、長期的に自治体に代わって外郭団体の組織規模が継続的に拡大していった場合には、外郭団体も含めた新たな体制をモニタリングするための仕組みを強化する必要が出てくる。具体的には、情報公開の推進や、業務実態に即したKPI(業務指標)の変更(自治体と外郭団体を一体とした数値の算出等)が想定される。

そして、これらのモニタリング結果を踏ま えて、数年に一度は体制の再評価・検討を行 い、例えば一定のロットが確保された業務を 段階的に民間企業に移管する等、必要に応じ て柔軟に体制を組み替えていくことが必要と 考えられる。

#### 6. おわりに

近年、民間企業の経営戦略・事業戦略構築 おける関心事項は、理想論のような戦略を作って終わるのではなく、迅速・確実に実行可 能な体制整備が重要な命題となっている。こ の傾向は民間企業にとどまるものではない。 行政においても、過去の計画に基づいて粛々 と業務を遂行するだけでなく、新たに浮上し た政策ニーズに速やかに対応し、確実に遂行 可能な体制を構築するニーズが高まっている。 本稿の内容を踏まえ、政策課題に応じた実行 体制が構築されることを期待する。

## 筆 者

片桐 悠貴(かたぎり ゆうき) 株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部 主任コンサルタント 専門は、インフラ事業の経営、PPP/PFI な

E-mail: y-katagiri@nri.co.jp